

(参考資料2)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律新旧対照表(抜粋)

○ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)(抄)

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
新旧対照表(抜粋)

○ 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)(抄)

改正案	現行
<p>（審査請求の期間及び方式） 第九十九条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。 （保険者に対する通知） 第一百条 審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。 （政令への委任） 第一百二条 この章及び行政不服審査法に規定するものは、か、審査会及び審査請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（審査請求の期間及び方式） 第九十九条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。 （保険者に対する通知） 第一百条 審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。 （政令への委任） 第一百二条 この章及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定するものは、か、審査会及び審査請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。</p>

改正案	現行
<p>（審査請求書の記載事項等）</p> <p>第三十条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。第三十七条第一項において同じ。）に係る審査請求においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。</p> <p>一 被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号</p> <p>二 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者との関係</p> <p>（保険者等に対する通知）</p> <p>第三十五条 法第百条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもつて行わなければならない。</p> <p>（裁決書の記載事項）</p> <p>第三十七条 保険給付に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。次項第一号において同じ。）の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地</p> <p>二 被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号</p> <p>三 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所又は居所及び被保険者との関係</p>	<p>（審査請求書の記載事項等）</p> <p>第三十条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。以下第三十七条第一項において同じ。）に係る審査請求においては、次の各号に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。</p> <p>一 被保険者の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号</p> <p>二 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所、生年月日及び被保険者との関係</p> <p>（保険者等に対する通知）</p> <p>第三十五条 法第百条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもつて行わなければならない。</p> <p>（裁決書の記載事項）</p> <p>第三十七条 保険給付に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地</p> <p>二 被保険者の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号</p> <p>三 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所及び被保険者との関係</p>

<p>四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 事案の概要</p> <p>八 審理関係人(行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。次項第六号において同じ。)の主張の要旨</p> <p>九 裁決の理由</p> <p>十 裁決の年月日</p> <p>2 保険料その他法の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地</p> <p>二 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 事案の概要</p> <p>六 審理関係人の主張の要旨</p> <p>七 裁決の理由</p> <p>八 裁決の年月日</p>	<p>四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所</p> <p>五・六 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>七 裁決の理由</p> <p>八 裁決の年月日</p> <p>2 保険料その他法の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地</p> <p>二 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所</p> <p>三・四 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>五 裁決の理由</p> <p>六 裁決の年月日</p>
---	--